一般社団法人日本デフ陸上競技協会 ロゴマーク

募集要項

一般社団法人日本デフ陸上競技協会(以下、JDAA)は、2022年に設立 20 周年を迎えました。 これを記念し、国内のデフ陸上競技の更なる発展と普及のため、2023年 4 月にロゴマークを一新することに致しました。

つきましては、出版物、イベント、グッズ、ウェブサイトなどで使用するロゴマークを募集します。 沢山の応募をお待ちしております。

【募集内容】

- ・聴覚障がいやデフスポーツへの理解が深まり、応援をして下さる皆様に愛着や親しみを持たれるもので、デフ陸上の選手達が、誇りを持ち活動ができるデザイン
- ◆作品に必ず入れてほしいもの:JDAA の文字
- ◆コンセプト:陸上競技、デフ(聴覚障がい)

【応募資格】

・聴覚に障害がある方(個人、法人、グループいずれも可能)もしくはそのご家族、ご友人の方で、 国内のデフ陸上競技やデフスポーツの発展、普及のための事業を行う当協会の活動について理解していただける方。

※活動の様子については、以下の HP や SNS に掲載されています。

◆HP: http://www.j-daa.or.jp/jdaa/

◆SNS Facebook: https://www.facebook.com/JDAA.home
Instagram: https://www.instagram.com/jdaa2002/

◆YouTube: https://www.youtube.com/@jdaa6670

・応募作品数は一人2点までとします。

【作品規定】

- ・応募者本人が創作した、国内外未発表のカラー図像(使用カラーは2色までとします)であること。ただし、ポスターや名刺、ピンバッジ等に使用することや、単色(モノクロ含む)での使用も 想定したデザインとしてください。
- ・他のコンテスト等に入賞・入選したもの(一部改変したものを含む)は応募できません。また、図像の一部として、他の著作権者が著作権を有する図像を含むものも応募できません。
- ・「日本デフ陸上競技協会」の公式英語表記は「Japan Deaf Athletics Association」です。英語名称の 一部または全部を含んでいても、全く含んでいなくても、どちらでも構いません。
- ・絵柄 (シンボルマーク) と文字 (ロゴタイプ) を組み合わせた文字図形一体型のデザインでも、シンボルマークはなしで、ロゴタイプのみのデザインでも構いません。

・応募はデジタル画像に限ります。電子データでカラー版とモノクロ版の両方を作成するものとし、 ①JPEG, GIF, PNG,PDF のいずれかの形式、②サイズはカラー版、モノクロ版それぞれ 3MB 程 度、③解像度 300dpi 以上とします。

【作品の使用用途】

・採用作品は、JDAAの出版物、記事、広告、展示物、イベント、講演会、グッズ、ウェブサイトなどで使用する予定です。その際、ロゴマーク制作者の氏名を呈示する場合がありますので、予めご了承ください。

【応募方法】

- ・応募する作品の図像ファイルは、電子メールの添付書類として <u>info@j-daa.or.jp</u> (一般社団法人日本 デフ陸上競技協会 事務局) までお送りください。
- ・メール本文には「氏名」「年齢」「聴覚障がいの有無」「所属先(学生の場合は学校名)」「活動歴 (聴覚障がいに関わる活動が無ければ無しとして下さい)」「作品の説明」をそれぞれ表記いただきますようお願いいたします。
- ・一度に複数のファイルをお送りいただいて構いませんが、その場合、メール本文に「xx 回に分けて 送る」旨をご記載ください。
- ・メールのタイトルは「JDAA ロゴマーク応募:《応募者氏名》」としてください。
- ・メールの添付書類として送信できない場合は、上記アドレスにお問い合わせください。
- ・メール受信後、受信確認のメールを返信致します。3日以内に受信確認のメールが届かない場合、 お手数ですが上記アドレスにお問い合わせください。

【募集の締切】 2023年3月15日(水)

【選考・発表】

- ・選考委員は JDAA 理事などを含む内部役員数名を予定しています。
- ・選考会を行い、採用作品を決定・表彰します。また、作品が採用された方には、副賞を贈呈します。
- ・採用作品は決定後速やかに応募者本人に通知するとともに、2023 年 4 月中に JDAA の HP 及び SNS で公開します。
- ・審査の結果により、採用作品無しとなる場合があります。予めご了解ください。

【留意事項(権利関係等)】

- (1) 応募作品は、国内外で未発表のものとしてください。
- (2) 応募作品の作成及び応募に係る費用は応募者の負担とします。
- (3)採用作品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。)を始め、知的財産権は JDAA に無償で譲渡していただきます。また、採用作品の展示・公表等に関する権利は JDAA が優先保持します。
- (4) 他者の知的財産権を侵害する疑いがある場合、採用を取り消すことがあります。

- (5)採用作品については、応募者と協議の上、ロゴマークとして使用する上で必要な補作(修正)をお願いすることがあります。
- (6) 採用作品の応募者には、必要が生じた場合には、利用ガイドラインの作成や、採用作品を用いた 広報活動等へのご協力をお願いすることがあります。
- (7) 応募者の個人情報を応募者に許可なく第三者に開示・提供しません。個人情報は業務終了後、適切に廃棄します。
- (8) 審査状況に関するお問い合わせにはお答えしかねますので御了承ください。

【問合せ先】

一般社団法人日本デフ陸上競技協会 広報委員会(佐々木、三坂) info@j-daa.or.jp